

## ■ 保育士修学資金貸付制度の概要

貸付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学費分として月額 50,000 円以内</li> </ul> <p>ただし、学費を貸付ける場合に限り、次の①②を加算することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000 円以内</li> <li>② 就職準備金 卒業時に限り、200,000 円以内</li> </ul>
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養成施設に在学する期間（正規の修学期間）</li> </ul> <p>ただし、2 年間を限度とします。</p>
貸付利子	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無利子</li> </ul>
貸付金の振込	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則年 4 回に分けて振込み</li> </ul> <p>ただし、入学準備金は養成施設入学時の初回の貸付け時に、就職準備金は卒業時に振込みます。</p>
返還免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山口県内の養成施設卒業後、山口県内の保育所等において保育士として 5 年間従事した場合、返還が全額免除されます。</li> </ul> <p>中高年離職者又は県内過疎地域内で従事する場合は 3 年間です。</p> <p>（※注：児童指導員等の業務ではなく、保育士の業務に従事する場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要件を満たさない場合は返還が生じます。</li> </ul>
申請の手続き (必要書類)	<p>※申請書類は全て養成施設を通じてお申込み下さい。</p> <p>※申請書類チェックリストで確認した上で、書類を提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>養成施設の長の推薦書（実施要綱別記第 2 号様式）</u></li> <li>(2) <u>誓約書（実施要綱別記第 3 号様式）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より 3 か月以内発行）を添付</li> <li>※連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。</li> </ul> </li> <li>(3) <u>世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ）の住民票の写し（申請日より 3 か月以内発行）及び世帯全員の前年の所得証明書の写し（申請日より 3 か月以内発行）</u></li> <li>(4) <u>中高年離職者（離職後 2 年以内に養成施設に入学し、入学時 4 5 歳以上の方）の場合、離職を証明する書類（事業所の離職証明等）</u></li> <li>(5) <u>県社協会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類</u></li> </ul>